

はまぎんYNUベンチャー支援基金取扱要項

令和6年7月30日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、横浜国立大学はまぎんベンチャーYNU 支援基金規則（令和6年規則第47号以下「規則」という。）第9条に基づき、はまぎんベンチャーYNU 支援基金（以下「ベンチャー支援基金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の申請)

第2条 規則第3条の事業に基づき、助成金等の支援を受けようとする本学の教員・学生（以下「申請者」という。）は、ベンチャー支援基金支援申請書（別記様式第1号）により学長に申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、次条に規定する審査委員会に当該申請を付議するものとする。

(審査委員会)

第3条 規則第3条に関する支援者の選定について審議するため、次の各号に掲げる委員をもって審査委員会を組織する。

- (1) 研究推進機構長
- (2) 研究推進機構産学官連携推進部門長
- (3) 研究推進機構産学官連携推進部門副部門長
- (4) 地域連携推進機構成長戦略教育研究センター専任教員
- (5) 横浜銀行が指名する横浜銀行行員
- (6) 横浜銀行が指名する有識者
- (7) その他学長が必要と認めた者

2 前項第7号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員を委員長とする。

4 委員長は、指名する者を審査委員会の運営の補佐に充てるとともに、事故があるときは、その職務を代理させることができる。

5 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席で議事を開催し、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議事項)

第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 規則第3条に関する支援者の選定について
- (2) 助成金額について
- (3) 助成期間について
- (4) その他委員長が必要と認める事項

2 審査委員会は、必要に応じ面接審査を実施することができる。

3 審査委員会は、当該審査の結果を学長へ報告するものとする。

(採択者の決定)

第5条 学長は、前条の報告を受けたときは、当該報告を踏まえ、申請について助成金採択の可否の決定を行い、その結果を文書により申請者に通知するものとする。

(助成金の採択者の責務)

第6条 第5条で助成金の採択の決定を受けた者は、次の各号に掲げる責務を有することとする。

- (1) 採択された助成金については、国立大学法人横浜国立大会計規程（平成16年規則第301号）第51条により、適切に管理しなければならない。
- (2) 本支援により起業した場合は、国立大学法人横浜国立大学発ベンチャー称号授与規則（令和3年規則第26号）による称号授与の申請を行うこととする。
- (3) 助成期間に限り事業年度毎に、事業の進捗報告を行うこととする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ベンチャー支援基金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和6年7月30日から施行する。

年 月 日

はまぎん YNU ベンチャー支援基金申請書

国立大学法人横浜国立大学長 殿

(申請者)

所 属

職 名

氏 名

下記の通り、はまぎん YNU ベンチャー支援基金について申請します。

なお、支援を受ける際は、はまぎん YNU ベンチャー支援基金規則及びはまぎん YNU ベンチャー支援基金取要項、その他国立大学法人横浜国立大学が定める諸規則及び法令を遵守することを誓約します。

記

1. 事業区分	☐ 研究成果にも基づいたもの ☐ 新たなビジネスモデルに基づいたもの	
2. 事業化しようとする研究成果及びビジネスモデルの概要	※申請書は、簡便に記載し、別紙（様式任意）で 4～5 枚程度の説明資料を添付すること。 また、説明資料には所要額（内訳含む）についても記載ください。 ※研究成果を活用する場合で特許等を使用する場合、特許の概要も記載	
3. 事業化による研究への波及効果		
4. 事業化しようとする分野（※複数選択可）	☐ ①IT（アプリケーション・ソフトウェア） ☐ ②IT（ハードウェア） ☐ ③バイオ・ヘルスケア・医療 ☐ ④環境テクノロジー・エネルギー	☐ ⑤化学・素材等の自然科学分野（バイオ関連を除く。） ☐ ⑥ものづくり（IT ハードウェア除く。） ☐ ⑦その他サービス
5. 備 考		

添付資料：事業化しようとする「研究成果」及び「ビジネスモデル」、「事業の新規性」、「市場性」、「事業化の可能性」、「地域社会への貢献」についても記載すること。